JUST. SYSTEMS

第39回
定時株主総会
招集ご通知

日時
2020年6月25日(木) 午前10時

場所
徳島市川内町平石若松108番地4
ジャストシステム徳島本社

決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社ジャストシステム
証券コード4686

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第39回定時株主総会を2020年6月25日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。

ジャストシステムでは、世の中の定石や固定観念にとらわれることなく
常に変化を意識することが、成長を継続させることに繋がると考えています。
考え抜くこと、変化すること、創造すること、
これらを体現することで、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

そして、ジャストシステムが社会に提供する価値の源は、
やはり良い商品とサービスです。
それはこれからも変わることはありません。
その大きさと位置づけを確認しながら対象を世界に拡げ、
世界中の人々のより良い未来を創造すること、
それを私たちは実現したいと考えています。
変動の激しい IT 業界の中で、時流をいち早くとらえ、
新しい技術を積極的に採り入れながら、
これからも社会に対して新たな価値を提供し続けてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう
宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長
関灘 恭太郎

日本語ワープロソフト

すまいるぜみ
幼児向け通信教育

スマイルゼミ
小学生向け通信教育

SMiLE ZEMI
中学生向け通信教育

タブレットで学ぶオーダーメイド型通信教育サービス

ジャストスマイル8
小学校向け学習・授業支援ソフト

ジャストスマイルドリル
小学校向けドリル学習ソフト

ジャストジャンプ8
中学校向け学習・授業支援ソフト

ATOK PASSPORT
日本語入力システム

Sprint
チャット・インタビューサービス

JUST.SFA
成長型営業支援クラウドサービス

Actionista!
オールインワンBIツール

株主各位

証券コード　4686
2020年6月9日
徳島市川内町平石若松108番地4
株式会社ジャストシステム
代表取締役社長　**関灘　恭太郎**

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日ご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場　　所	徳島市川内町平石若松108番地4 ジャストシステム徳島本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項　1. 第39期（2019年4月1日より2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第39期（2019年4月1日より2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第1号議案　剰余金処分の件 第2号議案　取締役5名選任の件 第3号議案　補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使等についてのご案内	28頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト（https://www.justsystems.com/jp/just/ir_info.html）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

経営体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としています。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　　1株につき金5円

配当総額　　321,120,325円

なお、すでに中間配当金として1株につき金5円をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案　取締役5名選任の件

現取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたします。
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	関灘（せきなだ）　恭太郎（きょうたろう） （1977年12月29日）	2000年 4月　㈱キーエンス入社 2009年 6月　当社取締役 2010年10月　当社取締役 事業企画部長 2012年 7月　当社取締役 経営企画室長 2016年 3月　当社代表取締役社長（現任）	5,000株
2	※ 田食（たじき）　雅行（まさゆき） （1969年10月15日）	2006年10月　当社入社 2012年 4月　当社コンシューマ事業部長 2018年10月　当社ソリューションストラテジー事業部長（現任）	1,000株
3	三木（みき）　雅之（まさゆき） （1975年4月3日）	1998年 4月　㈱キーエンス入社 2009年 6月　当社取締役（現任） 2016年 3月　当社取締役 最高開発責任者 2018年 6月　㈱キーエンス取締役（現任）	5,000株
4	栗原（くりはら）　学（まなぶ） （1956年4月19日）	1987年10月　監査法人中央会計事務所入所 1991年 3月　公認会計士登録 2001年 7月　中央青山監査法人パートナー 2007年 8月　新日本監査法人パートナー 2017年 9月　栗原公認会計士事務所　代表（現任） 2019年 6月　当社社外取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	※ 桑山（くわやま） 克彦（かつひこ） （1963年10月19日）	1994年 4月　弁護士登録 1994年 4月　濱田松本法律事務所入所 2000年 8月　ニューヨーク州弁護士登録 2003年 8月　TMI総合法律事務所パートナー 2012年10月　桑山総合法律事務所　代表（現任）	－株

(注) 1. ※印は、新任候補者です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 栗原学氏及び桑山克彦氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、栗原学氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ています。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、桑山克彦氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、当社は、社外取締役を選任するための社外役員選任基準規程を定めており、その選任に際しては、東京証券取引所が上場規程に定める独立性基準も参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できることを前提に選任しています。栗原学氏及び桑山克彦氏は、いずれもこれらの基準を満たしています。
5. 栗原学氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、当社取締役会の機能強化が期待されるためです。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。栗原学氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
6. 桑山克彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有していることから、主にコンプライアンスの観点によるアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されるためです。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
7. 当社は、栗原学氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。また、桑山克彦氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

2019年6月25日開催の第38回定時株主総会において補欠監査役に選任された若林典雄氏の選任の効力は本総会開始の時までとされていますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
若林（わかばやし）　典雄（のりお） (1954年10月9日)	1977年 4月　東京国税局入局 2014年 7月　荏原税務署長 2015年 8月　税理士登録 2015年 8月　若林典雄税理士事務所　代表（現任）	－株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若林典雄氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 若林典雄氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
4. 当社は、若林典雄氏が社外監査役に就任した場合には、損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年4月1日より2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により下押しされ、景気は厳しい状況にあります。

このような状況下において、当社グループは、高機能で付加価値の高い新商品・サービスを提供することにこだわり、既存ビジネスによる安定した収益を基盤としつつ、個人向け・法人向けともに売上高の拡大に向けた提案力の強化や、新たな収益の柱となる新商品・サービスの企画、開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は365億3百万円（前期比27.4%増）、営業利益は130億84百万円（前期比72.2%増）、経常利益は131億6百万円（前期比70.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は92億87百万円（前期比49.5%増）となりました。営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも株式上場以来の最高益を更新しました。

	第38期（2019年3月期）	第39期（2020年3月期）	前連結会計年度比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	28,646	36,503	27.4%増
営業利益	7,599	13,084	72.2%増
経常利益	7,694	13,106	70.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	6,210	9,287	49.5%増

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の大幅な停滞等の影響により、内外経済をさらに下振れさせるリスクがあり、先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような経営環境の中で、当社は個人向け・法人向けに幅広く商品・サービスを提供できる強みを活かして継続的かつ安定的に収益を確保できる体制を整備・推進してまいります。そして、当社の商品・サービスを通じてお客様や社会の発展に資することで、株主の皆様やお客様、市場、さらには社員が求める企業価値を総合的に高めていくことが重要であると考えています。

当社は、経営指標の中でも、特に「一人当たりの営業利益額」の継続的な拡大を重視しており、既存商品については機能強化を継続することで顧客満足度を高め、他方では新商品・サービスの企画、開発により顧客層を拡大することで、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指します。

また、組織の活性化と人事制度の強化拡充を進め、常に変化し、成長し続ける企業体質の構築に努めます。

当社グループが属するＩＴ業界は、事業環境が短期的に大きく変動する傾向にあり、通期の業績予想について信頼性の高い数値を合理的に算出することは難しいと考えていますが、「売上高で２桁以上の成長」と「最高益の更新」を目指し、スピードを意識して新商品・サービスの企画、開発の推進、将来に向けた積極的な成長投資等を実行してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

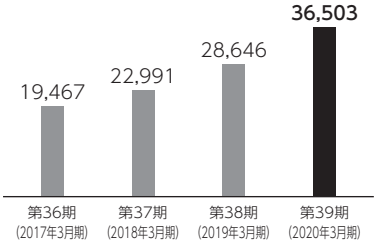

経常利益 (単位：百万円)

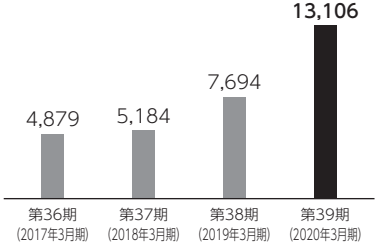

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

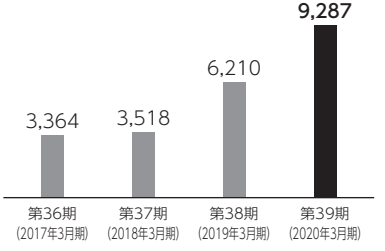

総資産/純資産 (単位：百万円)

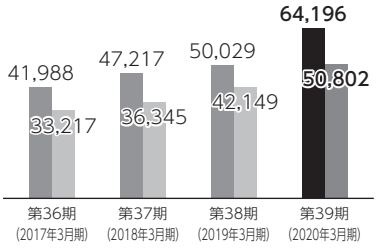

1株当たり当期純利益 (単位：円)

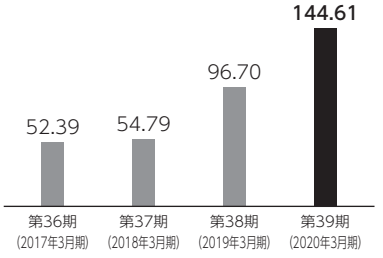

1株当たり純資産 (単位：円)

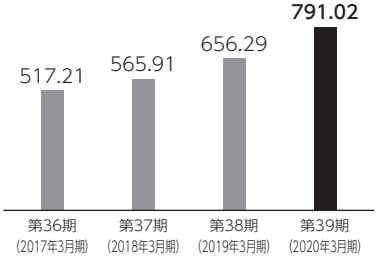

区　分	第36期 (2017年3月期)	第37期 (2018年3月期)	第38期 (2019年3月期)	第39期 (当期) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	19,467	22,991	28,646	36,503
経常利益 (百万円)	4,879	5,184	7,694	13,106
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,364	3,518	6,210	9,287
総資産 (百万円)	41,988	47,217	50,029	64,196
純資産 (百万円)	33,217	36,345	42,149	50,802
1株当たり当期純利益 (円)	52.39	54.79	96.70	144.61
1株当たり純資産 (円)	517.21	565.91	656.29	791.02

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しています。
2. 第36期及び第37期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率（%）	主要な事業内容
JustSystems Canada Inc.	10百万カナダドル	100.0	「XMetaL」製品の開発と販売

(注) 連結決算日現在の資本金です。

③ その他

㈱キーエンスは、当社のその他の関係会社であり、同社は当社の株式を28,234千株（出資比率43.96%）保有しています。当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

ソフトウエア及び関連サービスの企画と開発、提供

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

東京本社　東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号
　　住友不動産新宿オークタワー
徳島本社　徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
営業所　　東京都新宿区、名古屋市、大阪市、福岡市

② 子会社

JustSystems Canada Inc.（カナダ　バンクーバー市）

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の従業員数は339名（113名）、当社の従業員数は333名（112名）です。

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材派遣会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　66,163,200株

(2) 発行済株式の総数　　64,224,800株 (うち自己株式735株)

(3) 株主数　　5,719名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社キーエンス	28,234	43.96
重田　康光	4,686	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,563	5.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,605	4.06
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,451	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,077	1.68
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	964	1.50
福良　伴昭	900	1.40
渡辺　正博	757	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	649	1.01

(注) 持株比率は自己株式 (735株) を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関　灘　恭太郎	
取締役	内　藤　興　人	管理部門責任者
取締役	三　木　雅　之	㈱キーエンス取締役
取締役	山　神　　理	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
取締役	栗　原　　学	栗原公認会計士事務所　代表
常勤監査役	渡　邉　　徹	
監査役	熊　谷　　勉	
監査役	五十嵐　　透	㈱キーエンス経理グループ長

(注) 1. 取締役山神理氏及び栗原学氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役渡邉徹氏、監査役熊谷勉氏及び五十嵐透氏は、社外監査役です。また、渡邉徹氏及び熊谷勉氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
・渡邉徹氏は、当社事業と関連の高い分野における豊富な経験と識見があります。
・熊谷勉氏は、豊富な経理経験や常勤監査役としての経験と識見があります。
3. 山神理氏、栗原学氏、渡邉徹氏、熊谷勉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく各社外役員の損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	6名（3名）	74,650千円（10,080千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	11,280千円（11,280千円）
合　　計	10名	85,930千円

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の臨時株主総会において月額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の臨時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいています。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

取締役の山神理氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対して、適宜発言を行っています。

取締役の栗原学氏は、2019年6月25日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対して、適宜発言を行っています。

・社外監査役

常勤監査役の渡邉徹氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社事業と関連の高い分野における豊富な経験や識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と適宜発言を行っています。

監査役の熊谷勉氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な経理経験や常勤監査役としての経験と識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と適宜発言を行っています。

監査役の五十嵐透氏は、2019年6月25日就任以降に開催された取締役会10回、監査役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、業務執行経験や識見に基づき、適宜発言を行っています。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の山神理氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーです。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

取締役の栗原学氏は、栗原公認会計士事務所の代表です。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

監査役の五十嵐透氏は、㈱キーエンスの業務執行者です。同社は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。同社は、当社の自主・自立性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりすることはありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人はコンプライアンス関連規程、及び行動規範に基づく継続的な教育プログラムにより、法令及び定款の遵守を徹底する。万一、当該遵守の不適合があった場合等には、内部通報関連規程に基づき、不適合の事実調査及び是正措置が行われる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役による自己の職務の執行状況を取締役会報告事項として定め、当該報告事項を含む議事録を10年間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務リスクや情報漏洩リスク等各局面に応じた関連規程を定め、リスク分析、評価、及び対策の策定を継続的に行う。また、監査役監査により経営上のあらゆるリスクの洗い出しと監督を行うことにより総合的なリスク管理体制を維持する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回行い、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の監督機能をより強化し、職務執行の効率性を確保するための場として、取締役、常勤監査役により構成される経営会議を随時開催し、意思決定を機動的に行う。短中長期の経営計画及び各部門の業務計画を設定し、その進捗状況を定期的に分析、評価する体制を構築する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社管理を行う部門を設置し、関係会社管理規程や委託業務管理規程等により子会社を管理するほか、必要に応じ当社取締役又は使用人を子会社に派遣して業務の適正を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めがあった場合は、当該監査役と協議したうえで適切な使用人を選定し、その職務を補助させる。取締役は、監査を補助する使用人の監査補助の業務を妨げず、また、当該使用人の人事考課において不当な評価を行わない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、及び監査役による適正な監査の実施に必要な事実について、監査役に直ちに報告する体制を整備する。また、取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合、すみやかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役は情報共有に努めるとともに、監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べられる体制を整備する。監査役と内部監査担当及び会計監査人が連携し、効率的で有効性のある監査の実施が可能な体制を整備する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を開催し、法令等に定める重要事項のほか、経営に係る重要な意思決定を行っています。また、業務執行に係る重要事項については取締役、常勤監査役等で構成される経営会議において審議・決定いたします。

(2) 監査役会は、社外監査役3名で構成されており、原則月1回開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。監査役は取締役会その他経営会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っています。

(3) 当事業年度の具体的な取り組み

①牽制機能の強化

事業監査室の人員拡充を図り、事業活動における潜在的なリスクの発見や改善提案が促される体制を強化しました。また、事業監査室の活動は四半期ごとに取締役会へ報告されています。

②コンプライアンスの徹底

当社グループ行動規範に基づくコンプライアンス徹底の一環として、当事業年度は外部から講師を招き、全従業員を対象にしたコンプライアンス研修を実施しました。

③内部通報制度の見直し

内部通報制度において、新たに社外窓口として外部の法律事務所にも通報窓口を設けました。このような対応により、従業員が問題点を発信しやすい環境作りに取り組んでいます。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第39期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**54,177,639**
現金及び預金	42,408,677
受取手形及び売掛金	3,212,696
有価証券	3,000,000
商品及び製品	848,684
原材料及び貯蔵品	665,313
前払費用	3,398,699
その他	678,961
貸倒引当金	△35,393
固定資産	**10,018,924**
有形固定資産	**6,340,691**
建物及び構築物	9,439,138
工具器具備品	1,562,387
土地	3,569,077
減価償却累計額	△8,229,913
無形固定資産	**2,634,441**
ソフトウエア	2,446,382
ソフトウエア仮勘定	187,170
その他	888
投資その他の資産	**1,043,791**
投資有価証券	47,726
繰延税金資産	688,220
その他	498,049
貸倒引当金	△190,204
資産合計	**64,196,563**

科目	第39期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**13,285,584**
買掛金	1,381,483
未払金	1,664,635
未払法人税等	3,537,480
未払消費税等	945,783
前受収益	4,809,258
賞与引当金	462,311
返品調整引当金	80,000
その他	404,631
固定負債	**108,550**
退職給付に係る負債	85,184
その他	23,366
負債合計	**13,394,134**
純資産の部	
株主資本	**50,859,953**
資本金	**10,146,515**
資本剰余金	**12,293,972**
利益剰余金	**28,420,655**
自己株式	**△1,188**
その他の包括利益累計額	**△57,524**
その他有価証券評価差額金	3,419
為替換算調整勘定	△71,936
退職給付に係る調整累計額	10,991
純資産合計	**50,802,428**
負債・純資産合計	**64,196,563**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第39期 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで	
売上高		**36,503,862**
売上原価		**9,603,727**
売上総利益		**26,900,134**
販売費及び一般管理費		**13,815,229**
営業利益		**13,084,905**
営業外収益		**92,673**
受取利息	31,508	
受取賃貸料	35,065	
その他	26,099	
営業外費用		**71,160**
賃貸費用	2,416	
為替差損	44,866	
固定資産除却損	7,966	
その他	15,910	
経常利益		**13,106,418**
特別損失		**55,805**
減損損失	54,757	
投資有価証券評価損	1,047	
税金等調整前当期純利益		**13,050,612**
法人税、住民税及び事業税		3,953,197
法人税等調整額		△190,040
当期純利益		**9,287,455**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,287,455**

連結株主資本等変動計算書

第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,146,515	12,293,972	19,775,440	△1,065	42,214,862
当期変動額					
剰余金の配当			△642,240		△642,240
親会社株主に帰属する当期純利益			9,287,455		9,287,455
自己株式の取得				△123	△123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	8,645,214	△123	8,645,091
当期末残高	10,146,515	12,293,972	28,420,655	△1,188	50,859,953

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	9,786	△93,554	18,854	△64,914	42,149,947
当期変動額					
剰余金の配当					△642,240
親会社株主に帰属する当期純利益					9,287,455
自己株式の取得					△123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,366	21,618	△7,862	7,389	7,389
当期変動額合計	△6,366	21,618	△7,862	7,389	8,652,481
当期末残高	3,419	△71,936	10,991	△57,524	50,802,428

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第39期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**54,085,726**
現金及び預金	42,335,278
受取手形	3,666
売掛金	3,190,093
有価証券	3,000,000
商品及び製品	848,684
原材料及び貯蔵品	665,313
前払費用	3,396,251
未収金	562,738
前払金	101,054
その他	17,476
貸倒引当金	△34,830
固定資産	**10,230,449**
有形固定資産	**6,336,237**
建物	2,505,349
構築物	90,980
工具器具備品	170,829
土地	3,569,077
無形固定資産	**2,587,456**
ソフトウエア	2,400,285
ソフトウエア仮勘定	187,170
投資その他の資産	**1,306,755**
投資有価証券	47,726
関係会社株式	0
関係会社長期貸付金	267,334
長期前払費用	113,867
差入保証金	189,007
繰延税金資産	688,220
その他	190,804
貸倒引当金	△190,204
資産合計	**64,316,175**

科目	第39期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**13,203,819**
買掛金	1,377,713
未払金	1,664,635
未払消費税等	945,783
未払費用	284,976
未払法人税等	3,537,480
前受収益	4,743,737
賞与引当金	462,311
返品調整引当金	80,000
その他	107,181
固定負債	**413,879**
退職給付引当金	96,176
関係会社事業損失引当金	300,000
その他	17,702
負債合計	**13,617,698**
純資産の部	
株主資本	**50,695,057**
資本金	**10,146,515**
資本剰余金	**12,293,972**
資本準備金	5,355,754
その他資本剰余金	6,938,218
利益剰余金	**28,255,758**
利益準備金	19,267
その他利益剰余金	28,236,491
繰越利益剰余金	28,236,491
自己株式	**△1,188**
評価・換算差額等	**3,419**
その他有価証券評価差額金	3,419
純資産合計	**50,698,477**
負債・純資産合計	**64,316,175**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第39期 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで	
売上高		**36,317,985**
売上原価		**9,564,417**
売上総利益		**26,753,567**
販売費及び一般管理費		**13,740,089**
営業利益		**13,013,478**
営業外収益		**98,666**
受取利息及び配当金	39,613	
受取賃貸料	35,065	
その他	23,987	
営業外費用		**72,922**
賃貸費用	2,416	
為替差損	48,218	
固定資産除却損	7,966	
その他	14,321	
経常利益		**13,039,222**
特別利益		**100,000**
関係会社事業損失引当金戻入額	100,000	
特別損失		**55,805**
減損損失	54,757	
投資有価証券評価損	1,047	
税引前当期純利益		**13,083,417**
法人税、住民税及び事業税		3,953,131
法人税等調整額		△190,040
当期純利益		**9,320,326**

株主資本等変動計算書

第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,146,515	5,355,754	6,938,218	19,267	19,558,405
当期変動額					
剰余金の配当					△642,240
当期純利益					9,320,326
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	8,678,085
当期末残高	10,146,515	5,355,754	6,938,218	19,267	28,236,491

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,065	42,017,094	9,786	42,026,881
当期変動額				
剰余金の配当		△642,240		△642,240
当期純利益		9,320,326		9,320,326
自己株式の取得	△123	△123		△123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△6,366	△6,366
当期変動額合計	△123	8,677,962	△6,366	8,671,595
当期末残高	△1,188	50,695,057	3,419	50,698,477

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ジャストシステム
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神代　勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川口泰広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ジャストシステム
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神代　勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川口泰広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社ジャストシステム　監査役会

常勤社外監査役　**渡邉　徹** ㊞

社外監査役　**熊谷　勉** ㊞

社外監査役　**五十嵐 透** ㊞

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時 **2020年6月25日（木曜日）午前10時**

場 所 **ジャストシステム徳島本社**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後6時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

・パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・スマートフォンにより議決権行使される場合は、初回のログインに限り同封の議決権行使書用紙に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後6時入力分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

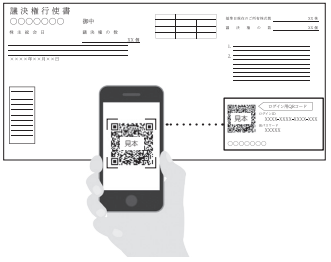

※「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

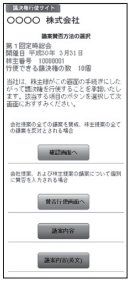

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

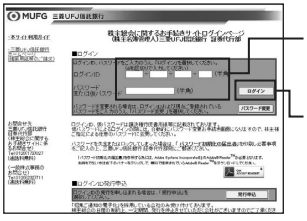

3 新しいパスワードを登録する。

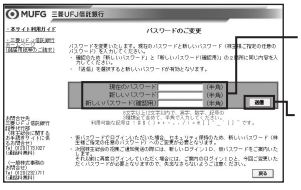

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

※複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

(1) 郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様は、㈱ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

企業サイトのご案内

当社では株主や投資家の皆様に当社を正しくご理解いただくと共に、最新情報を公平かつ迅速に提供することを目的に、インターネットを活用した情報開示を行っています。ぜひ当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.justsystems.com/jp/

ジャストシステム　検 索

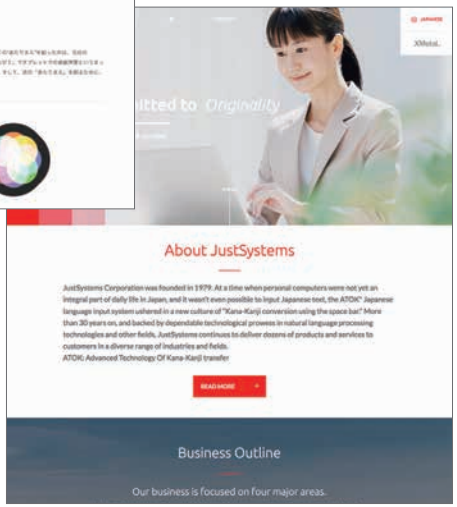

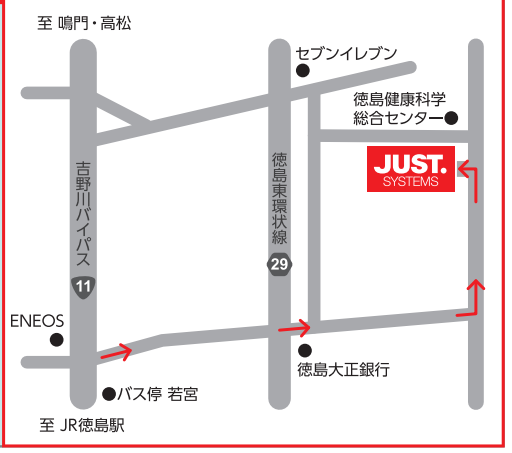

■株主総会会場ご案内図

ジャストシステム徳島本社

徳島市川内町平石若松108番地4　電話088(666)1000

交通

●徳島阿波おどり空港より約10分　●JR徳島駅より約20分　●徳島自動車道徳島ICより約5分　●バス停「若宮」より徒歩約25分

※駐車場はご用意しておりますが、台数に限りがあるため、できる限り公共の乗り物でお越しくださいますようお願い申し上げます。